

# 東日本大震災および福島第一原子力発電所事故による被災にかかる

## 平成 27 年度学費（入学料・授業料）免除申請について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災によって被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本来、茨城大学の規則では、学生もしくは学資負担者が風水害等の被害を受け、学費の納入が著しく困難と認められる場合の学費の免除については、その風水害等が申請基準日（前期については 4 月 1 日、後期については 10 月 1 日）の半年以内（新入生は 1 年以内）に起こった場合に適用されます。

しかし、東日本大震災等において、**主たる家計支持者の自宅が全半壊した世帯、主たる家計支持者が死亡した世帯、福島第一原子力発電所事故の影響により、主たる家計支持者の自宅が帰還困難、居住制限、避難指示解除準備の各区域にある世帯（ただし、申請時点において当該区域から解除された場合は対象外とする）**は、平成 26 年度までと同様、平成 27 年度についても特例として学費免除の対象となります。ただし、必ずしも免除になるわけではありません。

### (1) 願書記入上の注意

- ・被災状況を具体的に願書の出願理由記入欄に記入してください。
- ・震災および原発事故後、避難をしている場合は、願書の家族住所欄には、家族の現在の住所を記入してください。また、申請理由記入欄に、避難前の住所を記入してください。

### (2) 提出書類について

**申請希望者は、しおり 10 ページでお知らせする提出書類に加え、以下の書類を提出してください。**

罹災状況	提出書類
全壊・大規模半壊・半壊（一部損壊は除く）の世帯	通常の提出書類に加え、罹災証明書のコピー
震災により主たる家計支持者が死亡した世帯	通常の提出書類に加え、除籍証明書等のコピー
福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域等に居住していた世帯で、申請基準日においてもなお、他の地域に避難している世帯	通常の提出書類に加え、届出避難場所証明書のコピー

※上掲の書類の他に、大学から書類の提出を求める場合があります。